

## サウンディング型市場調査公募方法について(案)

### ● 提案対象エリア

植物公園の全エリアのうち、事業に必要な範囲(ただし、レストラン蝶々部分を除く)

### ● 提案を求める内容

- ① 魅力的な公園施設のアイデア(新たな公園施設の整備及び管理を想定)
- ② 既存施設を活用したアイデア
- ③ イベント等のソフト事業についてのアイデア
- ④ 現状の植物公園の運用面での要望事項(入園料の無料化など)
- ⑤ 実現可能性を考慮した事業フレーム(収支見込など)

### ● 提案条件

都市公園法に基づく都市公園であるため、施設の提案をする場合には「公園施設」であることとする。

現在、施設の維持管理はレストラン蝶々を除き、指定管理者である宇治市公園公社が行っていることから、これを前提としつつ、「設置管理許可」や「P-PFI」の手法による提案を想定している。

#### 《参考1》一般的な公園管理の手法

<p>① 指定管理者制度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 根拠法 : 地方自治法</li> <li>・ 事業期間 : 3~5年程度</li> <li>・ 概要</li> </ul>	<p>民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化(サービスの向上、コストの縮減)が主な目的。 一般的には施設整備を伴わず、都市公園全体の運営維持管理を実施。大規模な施設整備や修繕費用は市が負担する。 ※ 宇治市植物公園は平成29年度~33年度末まで宇治市公園公社を指定管理者としている。</p>
<p>② 設置管理許可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 根拠法 : 都市公園法第5条</li> <li>・ 事業期間 : 10年(更新可)</li> <li>・ 概要</li> </ul>	<p>公園管理者(指定管理者等)以外の者に対し、公園内における公園施設の設置・管理を許可できる制度。既存施設の管理のみを許可することもできる。 既存施設の管理のみを許可する場合、一般的に大規模な改修費用等は市が負担するが、施設の設置を含めて許可する場合には事業者負担となる。 条例に基づく使用料収入を安定的に確保できるが、それ以外の収益は見込めない。 ※ レストラン蝶々はこの方式を採り、管理のみを許可している。</p>
<p>③ P-PFI</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 根拠法 : 都市公園法第5条の2~9</li> <li>・ 事業期間 : 20年以内</li> <li>・ 概要</li> </ul>	<p>飲食店・売店等の公募対象公園施設の設置又は既存施設の管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修を一体的に行う者を、公募により選定する制度</p>

《参考2》設置可能な公園施設(抜粋)

分類	対象施設
園路及び広場	園路及び広場
修景施設	植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するもの
休養施設	休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場、その他
遊戯施設	ブランコ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場、その他これらに類するもの
運動施設	野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設、その他これらに類するもの
教養施設	植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの
便益施設	飲食店(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。)、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場、その他これらに類するもの
管理施設	門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場(廃棄物の再利用のための施設を含む。以下同じ。)、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設(環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る)、その他これらに類するもの
その他	展望台及び集会所並びに食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫、その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるもの

● 進め方

- ① 実施要領の公表&参加受付および質問受付を開始
- ↓
- ② 事前説明会(現地説明会)の実施
- ↓
- ③ 質問受付を締切
- ↓
- ④ 参加受付を締切
- ↓
- ⑤ 対話の際の説明資料(提案書)を事前に提出
- ↓
- ⑥ 個別に対話を実施
- ↓
- ⑦ 結果の公表